



三井松島

各 位



2025 年5月 13 日

会 社 名 三井松島ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉 岡 泰 士
(コード番号 1518 東証プライム 福証)
問合せ先 上 席 執 行 役 員 経 営 企 画 部 担 当
阿 部 美 紀 子
(TEL. 092-771-2171)

自己株式の取得枠設定に関するお知らせ (会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025 年5月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第 459 条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得枠を設定することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得枠設定を行う理由

PBR1 倍以上の早期達成に向けて、市場動向や経営環境の変化に応じて機動的に資本政策を遂行するため。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 株式の取得価額の総額 | 200 億円(上限) |
| (3) 取得する株式の総数 | 3,500,000 株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 31.3%) |
| (4) 取得する期間 | 2025 年6月2日から 2026 年6月1日まで |
- なお、市場環境等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(ご参考)2025 年4月 30 日時点の自己株式の保有状況

- ・発行済株式総数(自己株式を除く) 11,170,999 株
- ・自己株式数 1,893,401 株

※ 自己株式数については、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式 198,000 株を含めて記載しております。

※ 当社は、2025 年 10 月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行う予定です。本開示内の各種株式数は分割考慮前の株式数になります。

※当社は、本日、2025 年度の株主還元施策を決議しております。詳細につきましては、本日開示しております「2025 年度の株主還元に関するお知らせ」、「剰余金の配当(増配)および次期配当予想(増配)に関するお知らせ」、及び「株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以上